

# 済生会西条病院 無料低額診療事業のご案内

## 無料低額診療事業とは？

当院では、社会福祉法第2条第3項9号に規定する第2種社会福祉事業として、無料低額診療事業を実施しています。

経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行なう事業です。

無料低額診療事業は老人保健施設 いしづち苑も実施しています。

## 対象となる医療費は？

当院での診療費に限ります。他院での診療費や、個室利用を希望された場合の室料差額等は対象になりません。

## 利用手続きは？

医療ソーシャルワーカーが事情をお聞きし、無料低額診療の利用が可能と判断される場合には、所定の手続きを経て、適用されることとなります。

## 制度利用申請に必要な書類は？

利用者の  
健康保険証

世帯主の  
所得課税証明書  
又は収入状況の  
確認できる書類

無料低額診療  
申請書

無料低額診療  
同意書

減免診療願  
(市役所にて)

無料低額診療  
誓約書  
(必要時のみ)

まずはお気軽に  
ご相談ください



社会福祉法人 恩賜財団 済生会西条病院 TEL 0897 (55) 5100 (内線243) FAX 0897 (55) 6766

社会福祉課 医療ソーシャルワーカー ※お問い合わせは外来診療時間内をお願いします。

老人保健施設いしづち苑 支援相談員 TEL 0897(53)1155